

# 〈高山労基署だより〉

平成22年10月号

ようやく秋らしくなり、朝晩は寒さを感じるようになりました。長期予報では、秋が短く、12月からは降雪日が多くなるとのことです。屋外の作業が多い業種では、「雪が降る前に」と焦る気持ちが災害の原因にならないとも限りません。十分注意をお願いいたします。

## ＜岐阜県最低賃金の改正について＞

岐阜労働局では、岐阜県内のすべての事業場、すべての労働者に適用される「岐阜県最低賃金」を、下記のとおり改正決定しました。時間額10円の引き上げとなります。

**改正前**    時間額 696円                      **改正後**    時間額 706円

この改正の効力発生日は、平成22年10月17日です。10月17日以降の労働に対しては、この最低賃金額以上の額の賃金を支払わなければなりません。10月17日が賃金締め切り期間の中途となる場合が多いと思われそうですが、そのような場合であっても、効力発生日以降の労働に対する賃金額は改正された金額以上でなければなりませんので、ご注意ください。

最低賃金はパート、アルバイトにも適用になりますので、ご留意をお願いします。

また、最低賃金の減額特例許可を受けている場合、改めて許可を申請する必要はありませんが、許可書の附款にあるとおり、改正された最低賃金額を基に許可された減額率で計算された金額に改定する必要があります。

## ＜労働時間の適正把握と賃金不払残業の解消について＞

各労働基準監督署において昨年度(平成21年4月から平成22年3月)1年間に、賃金不払い残業(いわゆる「サービス残業」)について労働基準法違反として指導した事案のうち、法違反の是正により1企業あたり100万円以上の割増賃金が支払われた事案の状況をとりまとめたものが、厚生労働省(全国)の状況)及び岐阜労働局(岐阜県内の状況)から発表されました。

全国では、1,221企業で100万円以上の是正が行われ、その対象労働者は11万1,889人、支払われた総額は116億298万円でした。また、岐阜県においては、27企業で対象労働者が1,803人、支払われた総額は3億2,610万円でした。

当署におきましては、この集計結果に入る100万円以上の支払いを行った事案はありませんでしたが、定期監督及び申告監督により、15事業場においていわゆる「サービス残業」を確認し、是正の指導を行いました。

業種としては、接客娯楽業(旅館、飲食店など)が6事業場で最も多く、次いで製造業が4事業場でした。

月給制労働者に対して全く割増賃金(残業手当)を支払わなかったもの、時間外労働時間に上限を設け、それ以上の時間外労働については手当を支払わなかったもの、固定的な手当を支払っているが、実際の時間外労働がその手当額を超えて行われても差額を支払わなかったものなどが事例として挙げられます。

また、是正の勧告は行わなかったものの、労働時間の把握が十分に行われていなかった事業場も認められ、その事業場に対しては、日々の出退勤時刻の把握とその報告を指導しております。

毎年11月は、「労働時間適正化キャンペーン」として、全国の労働局、労働基準監督署では、「労働時

間の適正把握」、「賃金不払残業の解消」、「長時間労働の抑制」等を図ることとしています。

労働時間を適正に把握することは、労働者の健康確保に不可欠なことであり、また、企業にとっても業務の効率化、コストダウンを図るために必要なことです。

すべての労働者について、日々の出勤、退勤時刻を把握し、記録することを必ず実施していただくようお願いいたします。

#### < 転倒災害防止講習会の開催について >

当署においては、労働災害の型別では、「転倒」が最も多く、平成21年の場合、全災害の22%を占めています。

例年、冬季に凍結、積雪の路面で転倒する災害や、旅館等において通路や厨房などにおける転倒災害が多く発生しています。

特に、屋外で転倒した場合には、アスファルトやコンクリートの路面に腕、肩、腰、足等を強打して、骨折に至る事例も多く、休業日数が長期に及ぶ場合も少なくありません。

「たかが転ぶだけのこと」と甘く見ないで、可能な対策はあらかじめ講じておく必要があります。

このような状況から、当署では、10月25日(月)に、飛騨・世界生活文化センターにおいて、「転倒災害防止講習会」を開催することといたしました。

この講習会を契機として、「転倒」災害の防止対策について、各事業場での取り組みを進めていただくための参考としていただきたいと思います。

#### < 新たに1社で「はつらつ職場づくり宣言」事業場登録 >

岐阜労働局、岐阜県労働基準協会連合会などで構成する「はつらつ職場づくり推進会議」が取り組んでいます「はつらつ職場づくり宣言事業場登録制度」につきましては、本労基署だよりにおいても3回ご紹介しておりますが、9月に下呂市萩原の新昭和鋼管株式会社岐阜工場様が新たに宣言事業場として登録されました。新昭和鋼管株式会社岐阜工場様には、「はつらつ職場づくり推進会議」から、登録証及び楯が授与されました。

これで、当署管内の登録事業場は10社となりました。登録事業場の名称、業種については、岐阜労働局のホームページに掲載されています。また、宣言内容についても、公開を了承いただいている事業場については、同ホームページで公開しております。

はつらつとして働ける職場を作るために、労使が共同で宣言を行うことには、様々な意義があり、できるだけ多くの事業場で取り組んでいただきたいと思いますと考えております。是非、一度岐阜労働局のホームページをご覧ください、「はつらつ職場宣言」をご検討いただきますようお願いいたします。

当署といたしましても、今後とも、飛騨地域の事業場で一つでも多く宣言が行われるよう、機会をとらえて周知、勧奨に取り組んでまいります。

#### 高山労働基準監督署

高山市花岡町3-6-6 電話0577-32-1180 FAX0577-32-1274

この「労基署だより」は、岐阜労働局のホームページからも見ることができます。(ホームページトップ 労働基準監督署 高山労働基準監督署「最新情報」)会員様等への配布などの場合は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。

